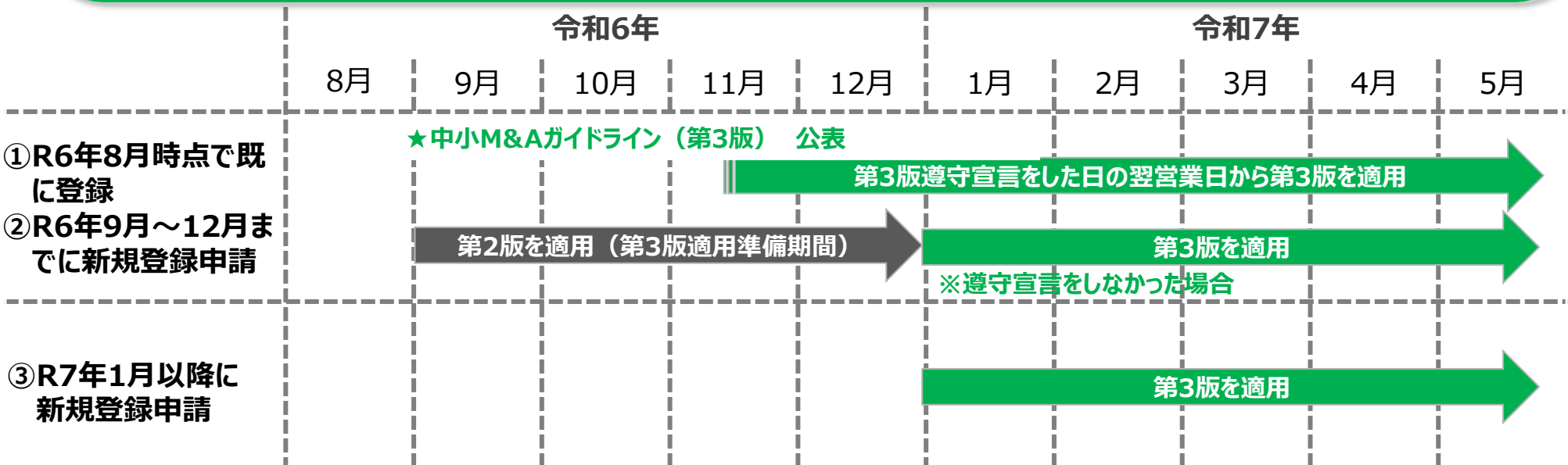


# M&A支援機関登録制度における中小M&Aガイドライン（第3版）の適用スケジュールについて

- ① 令和6年8月時点で既に登録済の事業者
- ② 令和6年9月～令和6年12月までに新規で登録申請し、登録された事業者
  - ⇒ 令和6年12月31日までに第3版遵守のための対応を完了した上で、第3版の遵守宣言が必要。
  - ※ 遵守宣言した日の翌営業日から第3版を適用。
  - ※ 仮に遵守宣言をしなかったとしても、令和7年1月から第3版を適用。
- ③ 令和7年1月以降に新規で登録申請する事業者
  - ⇒ 令和7年1月以降の登録申請時点から第3版を適用。



# 中小M&Aガイドライン（第3版）の遵守宣言について

- 中小M&Aガイドライン（第3版）の遵守について、令和6年12月31日までに遵守に向けた対応を完了した上で、登録事務局に第3版の遵守宣言をしていただくこととします。第2版のガイドラインに対応済みの事業者において、第3版で追加対応が必要となる主な項目は次頁のとおり。
- 第3版の遵守宣言は、近日中に申請フォームを開設予定です。
- 対応完了について個別の資料を提出いただく必要はございませんが、遵守宣言を掲載したホームページのURLを提出してください。
- 遵守宣言をしていただいた事業者については、月末締めで集計し、翌月10日頃に登録事務局HPに以下のイメージで掲載いたします。
- **第3版の遵守宣言をした日の翌営業日から、第3版が適用されることとなりますので、適切なお準備をいただいた上で遵守宣言の提出をお願いいたします。**

The image shows a portion of a web form with a blue header bar. On the left, there is a dropdown menu for '法人' (Company) with the text '(事業者名の表示)'. To the right of this are two buttons: 'FA' (yellow) and '仲介' (green). Further right, a red button labeled '第3版対応' (Compliance with 3rd Edition) is highlighted with a red border. Below the header bar, there are two input fields: '業種' (Industry) with the value '72 専門サービス業 (他に分類されないもの)' and 'M&A支援機関の種類' (M&A Support Organization Type) with the value 'M&A専門業者 - フィナンシャルアドバイザー (FA)'.

# 第3版において対応が必要となる主な事項

- ① **仲介/FA契約締結前の重要事項の説明における追加説明事項**（プロセスごとの詳細な業務内容、担当者の保有資格、経験年数・成約実績、（仲介者の場合）相手方の手数料に関する事項、譲り受け側への調査の概要、業界内での情報共有の仕組みへの参加有無等）への対応、実施体制の構築
- ② **広告・営業に関する禁止事項の組織内への周知・徹底**
- ③ **広告・営業先からの停止意思の組織的な記録・共有体制の構築**
- ④ （仲介者の場合）**利益相反に関する禁止事項の組織内への周知・徹底**
- ⑤ （仲介者の場合）**仲介契約において利益相反行為を行わない旨の仲介者の義務としての規定**
- ⑥ **ネームクリアに係る規律の組織内への周知・徹底**
- ⑦ **テール条項に係る規律の組織内への周知・徹底、（必要に応じ）仲介契約書・FA契約書の改訂**
- ⑧ **最終契約後のリスク事項（経営者保証の扱い等）に関する説明・調整等への対応、実施体制の構築**
- ⑨ **譲り受け側への調査への対応、実施体制の構築**
- ⑩ **組織的に慎重な判断を行う体制の整備**（停止意思を表示した先への広告・営業や最終契約においてリスクを生じさせる事項の提案、不適切な譲り受け側への対応についての判断を行う体制の整備）
- ⑪ **その他、社内関係者への第3版の内容の周知・徹底、運用体制の整備**
- ⑫ **改訂後の遵守事項一覧に即した各支援機関のホームページ掲載内容や仲介/FA契約締結前の顧客への中小M&Aガイドライン遵守についての事前説明資料の整備**（改訂後の「HP掲載・顧客説明の際の参考資料」「遵守事項一覧チェックシート」は登録制度HPにて公表済）